平成２２年（フ）第１８９号
愛媛県伊予市大平甲1996番地
破産者　谷本　勝俊
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産手続終結

平成２１年（フ）第５８号
京都府舞鶴市字上福井1822番地
破産者　山崎物産株式会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１５８１３号
東京都大田区南馬込５丁目18―24―メゾンＱ―Ｃ
破産者　飯嶋　雅行
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５９３号
北海道北広島市美沢３丁目13番地２
破産者　有限会社スポーツ・ユー
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第８３号
福島県会津若松市町北町大字始字北台88番地の１
破産者　市橋漆工芸有限会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第１７５２１号
東京都港区虎ノ門４丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス
破産者　株式会社リプラス
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９５８１号
東京都港区虎ノ門４丁目１番28号　虎ノ門タワーズオフィス
破産者　リプラス・インベストメンツ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０９７６号
東京都港区虎ノ門４丁目１番28号虎ノ門タワーズオフィス
破産者　リプラス・チャイナ・アセットマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５６９８号
東京都江戸川区東葛西２―５―３―403、開始決定時の住所東京都江戸川区小松川２丁目１―１―1305
破産者　立川　　薫（旧姓遠峰）
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７８６号
広島県尾道市因島大浜町168番地48、開始決定時の住所広島県東広島市西条町御薗宇6782番地
破産者　被相続人亡木本康治の相続財産
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３号
福島県相馬郡新地町大字真弓字原畑２番地
破産者　角田建設株式会社
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１５２７号
東京都八王子市大和田町６丁目８番12号
破産者　白倉　忠直
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９０２号
横浜市旭区四季美台25番地35
破産者　有限会社相和
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６８２号
岐阜県美濃市2532番地の１
破産者　有限会社鈴木紙器工業
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１４３号
千葉県富津市上153番地
破産者　坂部　充洋
1　決定年月日　平成23年３月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１５７号
茨城県かすみがうら市牛渡5879番地32
破産者　飯塚裕美子
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５７１号
埼玉県越谷市蒲生２丁目８番11号　ライオンズマンション越谷第２―304
破産者　岡田　隆行
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１０３９号
京都市山科区川田土仏７番地14、開始決定時の住所京都市伏見区津知橋町367番地の４
破産者　花井　幸雄
1　決定年月日　平成23年３月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係